

●令和2年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第4 1. 市長公室 市民活動課

(6) 勤労市民会活動補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
1	収支予算書における補助対象経費の明示について 〔報告書69ページ〕	<p>○枚方市勤労市民会が所管課に提出している収支予算書及び収支決算書は、法人全体としてのものであり、補助対象経費とされている人件費と事業運営費の金額が記載されていない。</p> <p>○事業完了報告時には、収支決算書に加え、「活動補助金決算報告」として、補助対象経費である人件費と事業運営費の内訳が提出されているが、収支決算書との関連性を把握することができない。また、予算額と決算額の記載について、実際には決算額が超過しているものを、予算額合計と決算額合計が一致するように調整し、作成しているとのことである。</p> <p>○収支予算書及び収支決算書の各費目と補助対象経費との対応関係を明確にするよう求める必要がある。</p>	市民活動課	<p>令和3年度の補助金の交付申請の際に、補助対象経費が明記された、法人全体の収支予算書と、補助対象経費の該当部分を抜粋した活動補助金予算書の提出を求め、その内容の確認を行った。</p> <p>また、令和2年度の補助金の完了報告の際にも、令和3年度の交付申請の際と同様の対応を行うとともに、活動補助金決算報告書の決算額について、適正な決算額の記載を求めた。</p> <p>補助金交付の最終年度となる令和3年度の事業完了報告においても、同様の対応を行う。</p>
2	事業実施状況の確認について 〔報告書70ページ〕	<p>○本補助金では、事業の実施状況を確認する書類として「福利厚生事業報告」を入手しているが、これは、事業計画に記載された事業のうちの一部に過ぎない。</p> <p>○今後は、事業計画に掲げられた事業と対応する事業報告を提出させ、事業の実施状況を確認する必要がある。</p>	市民活動課	<p>令和2年度の事業完了報告時に、事業計画に掲げられた事業と対応する全ての事業報告書の提出を求め、その実施状況を確認した。</p> <p>補助金交付の最終年度となる令和3年度の事業完了報告においても、同様の対応を行う。</p>

第4 2. 観光にぎわい部 農業振興課

(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
3	公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手続きについて 〔報告書72ページ〕	<p>○再生協議会の会長には産業文化部(令和2年度は観光にぎわい部)の部長が就任しているが、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きが実施されていなかった。</p> <p>○決裁及び合議の手続きが求められる公共的団体の範囲について法人格を有するものに限定するか、任意団体まで含めるかについては議論の余地があるが、任意団体であっても枚方市の施策に関連性の強い団体は含めるのが相当と考えられる。</p> <p>○実際、交通対策課においては、職員が枚方市交通対策協議会の事務局長に就任する際、決裁及び合議の手続きが実施されており、再生協議会についても、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きを実施する必要がある。</p>	農業振興課	<p>再生協議会の会長に職員が就任する際に、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る決裁及び合議の手続きを実施した。</p> <p>また、次年度以降も適正に運用できるように年間業務スケジュール表に追記した。</p>

(7) 新規就農者経営安定化支援事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
4	年度末近くの補助金申請について 〔報告書89ページ〕	<p>○本補助金の要綱においては、設備取得の場合の要件が明らかではなく、また、支払の完了時点の確認まで実施するかについて明確にはなっていない。</p> <p>○令和元年度においては、年度末近くの補助金申請の案件があり、実際に事業に使用したかどうか不明なものが見受けられたため、今後、要綱に申請受付期限を規定するなどの対応をするとともに、支払完了の事実をチェックする際には、原則として銀行振込によることとし、銀行振込日について確認することを徹底する必要がある。</p>	農業振興課	<p>令和2年3月にリーフレットを作成し、申請受付期限や補助対象設備について記載した。</p> <p>また、支払については、原則として銀行振込とし、振込日について確認した。</p>

第4 3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課

(2) スポーツ協会関係補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
5	補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について 〔報告書113ページ〕	<p>○令和元年度のスポーツ協会関係補助金に係る事業報告書は各事業2ページ程度の簡素な内容となっており、この事業報告書で補助金の目的が達成されているかを判断するのは容易ではないと考えられる。</p> <p>○スポーツ協会では事業の詳細な実施状況を記録しているため、補助事業が適切になされたものかを検証するため、現状の事業報告書に加えて詳細な記録の提出を求め、所管課においても内容を詳細に検討すべきである。</p> <p>○収支決算書については1ページとなっており、所管課ではスポーツ協会の帳簿及び領収書等を照合することなく、補助金額を確定しているが、スポーツ協会に対する補助金については、金額的にも多額となるため、収支決算書に関して、帳簿やその根拠資料となる請求書及び領収書との照合を行うなど、監査を実施する必要性が高いと考えられる。</p>	スポーツ振興課	<p>○令和3年度は、事業報告書に加えて詳細な記録及び効果測定結果の提出、内容のヒアリングをあわせて行い、補助事業が適正に行われていたことを確認した。</p> <p>○収支決算書に加えて、補助金の帳簿やその根拠資料となる請求書及び領収書との照合を行うなど、一部の補助金に対して、詳細な監査を実施した。今後も引き続き、根拠資料との照合を行うなどの監査を実施していく。</p>
6	補助対象経費の person 費の算定について 〔報告書115ページ〕	<p>○平成30年度まではスポーツ協会に団体運営補助金を交付していたが、令和元年度は5つの事業費補助金に再構築している。</p> <p>○再構築された各補助金における予算上の person 費の積算は適切に行われていたが、収支決算書における person 費実績として、予算書の金額がそのまま記載されていた。</p> <p>○すべての事業が予定どおり実施されるとは限らず、実績を基礎に算定した場合には差異が生じることも否定できないため、今後は実績を基礎に算定した person 費を収支決算書に記載する必要がある。</p>	スポーツ振興課	<p>○各事業において真に必要な person 費を明示するため、積算根拠が記載された資料の提出を求め、実績を基礎とした person 費の確認を行った。令和4年度以降も実績を基礎に算定した person 費となるよう引き続き調整を行う。</p>

第4 4. 健康福祉部 健康福祉総務課

(2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
7	診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について 〔報告書127ページ〕	<p>○枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児)歯科診療事業補助金はいずれも実支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっているが、歯科医師会は実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入額を一致させた形で報告していたことが判明した。</p> <p>○令和元年度の実績報告における診療収入額を歯科医師会から報告を受けた実診療収入額に置き換えて試算した結果、収支差額は1,653千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が1,653千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求めなければならないこととなる。</p> <p>○所管課においては、実診療収入額の妥当性を十分に確認し、収支差額を確定した上で、今後、歯科医師会との間で補助金返還請求等の対応について協議する必要がある。</p>	健康福祉総務課	<p>当該補助金における補助金実地調査を行い、補助金の根拠となる実収入額と実支出額を支払通知書等をもって確認し、実支出額と本来の実収入額の差引額を1,771,011円に確定した。また、過大に補助金を交付していたことから、平成31年度当該補助金における交付決定の一部取消しと、当該取消しに係る部分について、その返還を求め、令和2年度中に返還された。</p>
8	補助対象経費積算の明確化について 〔報告書129ページ〕	<p>○歯科医師会からの決算書の支出の内訳項目のうち研修会費や会議費について内容や対象者について質問したところ、所管課において把握されていないなど、本補助金において改善すべき点として、補助対象経費の妥当性の確認が十分でない点が挙げられる。</p> <p>○休日歯科急病診療所の運営に係るものでなければ補助金の対象経費とならないため、今後は、補助金の申請時において内容を把握し、補助金の趣旨に合ったものであることを確認した上で、実績報告時に申請に沿った内容の支出が行われたことを確認する必要がある。</p>	健康福祉総務課	<p>令和3年度当該補助金の申請時には、対象経費に関するヒアリングを行い、補助金の趣旨に合ったものであることを確認した。また、令和2年度当該補助金の実績報告時には、補助金実地調査を行い、その適切性を確認した上で、補助金額の確定を行った。</p>

(4) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
9	福祉団体助成金の交付金額の決定方法について 〔報告書137ページ〕	○福祉団体に対する助成は、社会福祉協議会に一括して補助金交付がなされた後、社会福祉協議会が各福祉団体に助成金を交付するという形になっているが、個別の団体への助成額については、所管課及び社会福祉協議会のいずれにおいても、決定・変更する明確な仕組みがない。 ○最終的に、所管課には、各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料(決算書)が提出されていない。 ○所管課と社会福祉協議会において、定期的に、助成内容の見直しの機会を持つようにし、各福祉団体の助成金額に差を設ける定量的な根拠(各福祉団体の活動内容、活動規模、会員数等)、及び定性的な根拠(公的支援の具体的必要性)について認識を共有した上で、助成額を決定することを検討されたい。	健康福祉総務課	令和3年度補助金額確定時において、社会福祉協議会へ各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料(各団体が社会福祉協議会に行う補助金申請の申請書及び報告書)の提出を求めた。なお、各団体の令和3年度分決算は令和4年4月～6月頃に行う総会にて確定するため、すべての団体が揃い次第提出いただく予定となっている。 また、各福祉団体への助成の必要性や助成額の根拠等を含めた補助金の見直しについて、引き続き調査・検討を行う。

(5) 枚方市献血推進事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
10	献血推進協議会に係る実績報告等の入手について 〔報告書140ページ〕	○社会福祉協議会が作成する補助金交付申請書や事業完了報告書には、再補助先である枚方市献血推進協議会の予算書・決算書が添付されておらず、枚方市において枚方市献血推進協議会の具体的な収支(予算書・決算書)を把握できない状況になっている。 ○今後、社会福祉協議会に対し、枚方市献血推進協議会の予算書・決算書を補助金交付申請書や事業完了報告書に添付させることを要項等において義務づける必要がある。	健康福祉総務課	社会福祉協議会に、枚方市献血推進協議会の予算書及び決算書を提出させるよう、運用にて改善し、具体的な収支を把握している。次年度以降も継続して同様の対応を行う。

(7) 枚方市保護司会運営事務補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
11	再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について 〔報告書144ページ〕	○本補助金のうち、社会福祉協議会が保護司会に「保護司会運営助成金」として交付している部分について、所管課として、実質的な使途ないし全体的な保護司会の収支状況を正確に把握できていない。 ○実質的には、特定の1団体の個別事業に対する補助がなされているものであって、本来、再補助ではなく、直接補助に切り替える方が望ましいが、現状の枠組みを維持する場合においても、所管課において、再補助先である助成対象団体の収支を詳細に把握すべきである。	健康福祉総務課	5月に開催される総会にて決算が確定した後、保護司会から提出される決算書をもって、全体的な収支状況及び運営助成金の用途を把握する予定となっている。

第4 7. 健康福祉部 地域健康福祉室(障害福祉室)

(1) 重度障害者等住宅改造助成事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
12	調査事務の委託に係る事業計画書の入手について 〔報告書166ページ〕	○本補助金の交付決定に必要な調査事務は平成8年度より社会福祉協議会に委託しているが、契約書において契約締結後30日以内に提出が必要と規定されている事業計画書の平成30年度及び令和元年度分が社会福祉協議会から未提出のままであった。 ○一義的には、社会福祉協議会による契約条項の違反ではあるが、枚方市としても事業計画書を確認しないまま業務委託を継続させることは委託した業務の実効性に不安が残り、また、業務完了後の委託業務の評価も適切に実施することが困難となることから、契約条項の遵守が求められる。	地域健康福祉室 (障害福祉室)	平成30年度の事業計画書の提出を令和3年2月に受け、令和元年度の事業計画書についても令和3年2月に提出を受けた。なお、当該事業の委託は令和2年度末で終了した。 今後、事業評価を適切に実施していく。

(2)障害者(児)歯科診療事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
13	診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について 〔報告書169ページ〕	○枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児)歯科診療事業補助金はいずれも実支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっているが、歯科医師会の実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入額を一致させた形で報告していたことが判明した。 ○令和元年度の実績報告における診療収入額を歯科医師会から報告を受けた実診療収入額に置き換えて試算した結果、収支差額は1,653千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が1,653千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求める必要があることとなる。 ○健康福祉総務課と共同で、収支差額の検証を行い、歯科医師会に対して補助金の返還に向けた協議を進める必要がある。	地域健康福祉室 (障害福祉室)	令和元年度について、補助金の根拠となる実収入額と実支出額を確認したところ、45,104円過大に補助金を支出していた。過大に交付していた金額について歯科医師会に返還を求め、令和3年3月に返還された。
14	補助対象経費積算の明確化について 〔報告書169ページ〕	○支出額のうち、歯科衛生士、受付、事務員の日当に関しては設定根拠が不明とのことであり、また、運営費の対象となった障害者歯科運営委員会の議事録の確認等までは行っていないなど、収支決算書における支出額の妥当性の確認まで行われていない状況となっていた。 ○所管課は歯科医師会へのヒアリングや帳簿、証拠書類の閲覧により、決算額の妥当性について確認する必要がある。さらには、補助対象経費の設定が妥当であるか積算を見直す必要がある。	地域健康福祉室 (障害福祉室)	令和元年度について、歯科医師会へのヒアリングや帳簿、出勤簿等の証拠書類を閲覧し、決算額の妥当性の確認を行うとともに、支出の項目内容についても診療所の運営にかかる補助対象経費に該当するか精査し、支出額の妥当性についても確認を行った。 次年度以降も継続して、同様の対応を行う。

(3)精神保健福祉推進事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
15	活動助成金に係る活動内容の確認について 〔報告書173ページ〕	○精神保健福祉推進事業のひとつにセルフヘルプグループの活動支援があり、複数の家族会へ活動助成金を総額1,555千円支出しているが、社会福祉協議会より枚方市へ提出される精神保健福祉推進事業報告では、具体的な活動の記載がなく、後日、所管課において各家族会の活動内容を確認することが難しいと考えられる。 ○活動助成金を支出している以上、年度ごとのような活動を行ったか確認するために、事業報告において具体の記載を求める必要がある。	地域健康福祉室 (障害福祉室)	令和2年度について、各家族会の助成金の使用用途が分かる資料の決算書・事業報告の提出を令和3年3月に受け、具体的な活動内容を把握し、活動助成金に該当する内容であることを確認した。 次年度以降も事業報告の際には、継続して同様の対応を行う。

(5)基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立支援)運営補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
16	証跡の不備について 〔報告書177ページ〕	○令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票を確認したところ利用者の押印や署名がなされていない実績記録票が散見された。 ○これらについて再提出を求めているとのことであったが令和2年8月時点においては未回収のままとなっていた。利用者印は、サービスの実績確認及び補助金交付の証跡として必要なものであることから今後一層徹底されたい。	地域健康福祉室 (障害福祉室)	令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票で、利用者印がないものについて、利用者印の押印若しくは署名がなされている実績記録票の提出を事業所に求め、令和3年2月に提出を受けた。 次年度以降は毎月請求のタイミングで、実績記録票に不備がないか確認する。

第4 10. 土木部 交通対策課

(1)枚方交野交通安全協会補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
17	本補助金を充当して購入した物品の転用について 〔報告書184ページ〕	○枚方市交通対策協議会の主要行事で必要となる物品について、本補助金を充当して購入していたものが見受けられたが、本来、枚方市交通対策協議会補助金で購入すべきものであり、枚方交野交通安全協会補助金を充当して購入した物品を転用することは適切ではない。	交通対策課	令和2年度までは枚方交野交通安全協会で購入した物品の一部を、枚方市交通対策協議会に流用していたが、令和3年度より枚方市交通対策協議会においても当該費用を予算化し、各々で物品購入を行うこととした。

第4 12. 教育委員会 総合教育部 学校安全課

(1) 遠距離通学児童・生徒通学費補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
18	学期中に通学していない期間がある場合の補助金額の算定方法について 〔報告書197ページ〕	○令和元年度の本補助金の交付決定金額について検討したところ、第1学期において、支給対象の生徒が転出し、同学期中に再度転入した生徒に係る補助金について、要綱に従った補助金の算定が行われていなかったものが見受けられた。今後は、要綱に従って補助金の算定を行う必要がある。 ○要綱に規定される計算方法では支給対象の児童・生徒に不利益が生じる場合などに備えて、例外的な計算方法について規定する条項の追加を検討する余地がある。	学校安全課	令和4年4月4日付けで要綱を改正。補助金の算定の条項について、「特段の事情がある場合にあっては、別に定める額」の文言を追加。  (改正後条文抜粋)第5条 補助金の額は、生徒1人につき、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を限度として、生徒が通学した日数に往復分のバスの運賃を乗じて得た額(特段の事情がある場合にあっては、別に定める額)とする。

(2) 枚方市学校園安全共済会補助金(小)、(中)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)
19	補助金の概算払について 〔報告書201ページ〕	○本補助金については、補助金の全額を概算払により支払っているが、安全共済会には補助金の約3倍にあたる繰越金があり、補助金全額を一括概算払しないと事業に支障をきたすとは到底考えられない。 ○補助金の交付にあたっては、補助対象団体の財政状態を精査し、概算払が必要か検討する必要がある。 ○なお、年間の補助金の約3倍に達する多額の繰越金を有する安全共済会に対する補助金の支給については、廃止も視野に入れた抜本的な見直しの検討が必要である。	学校安全課	令和3年度をもって、本補助金を廃止した。